

トピックス

地球温暖化対策の推進について

三重県では県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、平成11年度に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定して、温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年比で6%削減することを目標に各対策に取り組んでいます。

しかしながら、2002年における三重県の二酸化炭素の排出量は7,465（千トン-C）で、1990年に比べて14.4%増加しており、今後、削減につながる対策を進めていく必要があります。

平成16年度の取組としては、地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、（財）三重県環境保全事業団を「三重県地球温暖化防止活動推進センター」に指定し、そのセンターを中心に県民、事業者、NPO、学識経験者及び行政で構成する検討会で実効性のある地球温暖化対策について検討しました。また、地域における活動の推進役として「地球温暖化防止活動推進員」を県内で28名委嘱し、推進員を通じた地域への普及・啓発活動を実施しました。さらに、「エコポイント事業」の実施等により温暖化対策の県民運動に取り組みました。

今後の取組としては、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を中心として、実効性のある温暖化防止活動の試行・検証、地球温暖化防止活動推進員の養成、啓発・広報活動などを行っていきます。

また、推進員の育成や地域の活動拠点として「地球温暖化対策地域協議会」の設立促進、家電製品の省エネラベルキャンペーンの実施など、積極的な施策の展開をしていくとともに、温室効果ガスの削減とあわせ、太陽光発電等の新エネルギーの普及や吸収源対策として森林整備にも積極的に取り組んでいきます。



三重県地球
温暖化防止活動推進セン
ターの指定



地球温暖化防止活動推進員の研修受講風景